

京都市告示第 17/号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成17年4月5日

京都市長 榎本頼兼

| 名 称   | 位 置            | 供 用 開 始<br>の 期 日 |
|-------|----------------|------------------|
| 比輪田公園 | 下京区西七条比輪田町20-3 | 告 示 の 日          |

(建設局水と緑環境部緑地管理課)